

「市民参加懇談会の設置について」の改訂について（案）

平成19年4月24日

原子力委員会は、市民参加懇談会を設置し開催することにより、原子力政策における市民参加や国民理解の促進のための方策について検討を行ってきたところ。この市民参加懇談会の活動等を通じて、原子力委員会は原子力政策の策定段階において市民の声を聴き、これを政策に反映するとともに、市民との相互理解の促進を図るべく努めてきた。また、市民参加懇談会のこれまでの成果は、原子力委員会が行う広聴・広報活動に反映するなど、効果的な活動の実施に貢献してきたと総括できる。

原子力委員会は、原子力政策について行政関係者と市民とが懇談を通じて相互理解を深めることは近年ますます重要となってきたと認識する。このため、市民参加懇談会について、その活動内容の見直しを行い、これまでの成果を活かした原子力政策における市民参加や国民理解の促進に向けた広聴・広報活動をより効果的、重点的に行うこととする。

このため、「市民参加懇談会の設置について」（平成13年7月3日原子力委員会決定）を別紙のとおり改訂する。

市民参加懇談会の設置について（改訂案）

平成13年7月 3日
平成19年4月24日（一部改訂）
原子力委員会決定

1. 目的

「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月24日原子力委員会決定）にも示されているとおり、原子力政策は、国民・社会との関係をこれまで以上に重視し、国民の信頼、立地地域との共生などを大前提として進めていかなければならない。

しかしながら、同計画決定後に、原子力を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、あらためて、国民・社会との信頼関係を再構築するための努力が強く求められている。

したがって、原子力政策の決定過程における市民参加の拡大を通じて、国民の理解をより一層促進するため、原子力委員会の下に「市民参加懇談会」を設置する。

2. 活動内容

原子力政策における国民の参加や原子力政策に関する国民の理解を促進するため、市民参加懇談会は国民から直接意見を伺う懇談会の開催及びその効果的な実施のための調査検討を行う。また、実施に当たっては、原子力委員会が行う原子力政策の策定に活用するため、懇談を通じて把握した国民の意見を、適宜適切に報告する。

3. 構成

別途定める。

4. その他

懇談会の運営については、原子力委員会専門部会等運営規程を適用する。

市民参加懇談会の設置について

平成13年7月3日
原子力委員会決定

1. 目的

「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月24日原子力委員会決定）にも示されているとおり、原子力政策は、国民・社会との関係をこれまで以上に重視し、国民の信頼、立地地域との共生などを大前提として進めていかなければならない。

しかしながら、同計画決定後に、原子力を取り巻く状況は一層厳しさを増しており、あらためて、国民・社会との信頼関係を再構築するための努力が強く求められている。

したがって、原子力政策の決定過程における市民参加の拡大を通じて、国民の理解をより一層促進するため、原子力委員会の下に「市民参加懇談会」を設置する。

2. 調査審議事項（活動内容）

(1) 原子力政策における市民参加の促進のための方策

- ① 原子力政策に対する国民意見の反映のあり方
- ② 原子力政策及び原子力関係者の活動に対する「外部からの評価」のあり方
- ③ 原子力政策に対する提言

(2) 原子力政策に対する国民理解の促進のための方策

- ① 「対話の場」や「トピックに関する討論」など、会合のあり方
- ② 原子力に関する正確でわかりやすい情報発信・伝達のあり方
原子力に関する情報の受信・収集とその分析のあり方
- ③ 緊急時における情報伝達のあり方
- ④ 原子力教育・学習のあり方

3. 構成

別途定めることとする。